

佐賀県知事 様

申請者

私は、産業廃棄物処理業許可申請にあたり「佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱」を遵守することを誓約いたします。

佐賀県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成4年4月1日 佐賀県告示第184号）抜粋

（目的）

第1条 この要綱は、産業廃棄物の処理に関する法令に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（県外産業廃棄物の処理の原則禁止）

第6条 県外排出事業者及び処理業者は、県の区域内において、県外産業廃棄物を処分し、又は保管してはならない。ただし、県外排出事業者からあらかじめ知事に協議があった場合において、知事が生活環境の保全上支障がなく、かつ、やむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（県外産業廃棄物の処理の事前協議等）

第7条 県外排出事業者は、前条ただし書に規定する協議をしようとするときは、排出事業場ごとに、県外産業廃棄物処理事前協議書（様式第1号。以下「事前協議書」という。）を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、県外産業廃棄物処理事前特例協議書（様式第2号。以下「特例協議書」という。）を提出するものとする。

(1) 略

(2) 県外産業廃棄物の処分量（当該県外産業廃棄物の運搬先が2以上である場合にあっては、運搬先ごとの処分量）が120立方メートル未満又は120トン未満である場合

(3) 県外産業廃棄物が優良認定処分業者に搬入されるものである場合

(4) 略

3～5 略

（承認通知等）

第9条 略

2・3 略

4 県外排出事業者は、承認通知書又は前項の規定により承認済印の押印を受けた特例協議書（以下「承認済特例協議書」という。）の写しの交付を受けた後でなければ、自ら又は処理業者に委託して、県外産業廃棄物を県内に搬入してはならない。

（承認事業者の適正処理等）

第12条 承認事業者は、県外産業廃棄物の処理を委託するときは、承認通知書等の写しを処理業者に交付しなければならない。

2・3 略

（処理業者の適正処理等）

第15条 処理業者は、県外産業廃棄物の処理に当たっては、第12条第1項の規定により承認通知書等の写しの交付を受けた後でなければ、県内の処理施設に搬入し、処分してはならない。

2 県外産業廃棄物を収集し、又は運搬する処理業者は、承認通知書等の写しを常時収集運搬施設に備えておかなければならない。

3 県外産業廃棄物を処分する処分業者は、承認通知書等の写しを処理施設の管理事務所等に備えておかなければならない。

4 第2項の処理業者及び前項の処分業者は、承認通知書等の写しをその有効期間満了後5年間保存しておかなければならない。

事業場平面図

事務所所在地				
事業場所在地				
事業場 土地所有者	住所		氏名	
事業場 建物所有者	住所		氏名	
<ol style="list-style-type: none">1 当該申請に係る事業場が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。2 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記事項証明書等）を添付すること。3 所有権がない場合には、登記事項証明書等及び使用する権原を有することを証明する書類（使用契約書の写し又は所有権者が使用することを承諾していることを示す書面等）を添付すること。4 事業場付近見取り図を添付すること。				

（日本産業規格 A 列 4 番）

土地・建物・車両等使用承諾証明書

下記の物件（土地等）を産業廃棄物処理業の用に使用することを承諾したことを証明します。

土地： _____ (m²)

使用期間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

建物： _____ (m²)

使用期間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

車 両：	車両の種類	登録番号
	車両の種類	登録番号
	車両の種類	登録番号
	車両の種類	登録番号
	車両の種類	登録番号

使用期間： 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

借主 住所 _____
氏名 _____

貸主 住所 _____
氏名 _____

備考

- 貸主の氏名欄は記名押印又は本人が自署すること。ただし、貸主が法人の場合には、本使用承諾証明書に係る責任者の氏名の自署を付記し、法人代表者の氏名を記名とすることができる。
- 貸主が法人の場合にあっては、担当部署の責任者及び担当者の所属部署、役職、氏名及び連絡先を確認できる書面を添付すること。ただし、他の方法により確認を行うことができる場合はこの限りではない。

(日本産業規格 A 列 4 番)

積替え保管場所平面図

事務所所在地				
積替え保管場所所在地				
積替え保管場所土地所有者	住所		氏名	
積替え保管場所建物所有者	住所		氏名	
<ol style="list-style-type: none"> 1 当該申請に係る積替え保管施設が複数ある場合は別葉として、そのすべてについて記載すること。 2 土地、建物の所有権を有することを証明する書類（登記簿謄本等）を添付すること。 3 所有権がない場合には、登記簿謄本等及び使用する権原を有することを証明する書類（使用契約書の写し又は所有権者が使用することを承諾していることを示す書面等）を添付すること。 4 積替え保管場所付近見取り図を添付すること。 				

（日本産業規格 A 列 4 番）

積替え保管行為説明書

所在地			面積	m ²		
施設の構造	①表示の有無	有		無		
	②囲いの有無	有		無		
	③床面の構造					
保管する 産業廃棄物の 種類	積替えのため 搬出する量 (m ³ /日)	保管期間 (日)	最大保管 数量 (m ³)	積み上げ 上限高 (m)	保管の場所 (屋内・屋外)	積替え先

(日本産業規格 A 列 4 番)

※保管上限は 1 日当たりの平均的な搬出量の 7 倍以内

事前選別に関する説明書

所在地			
事前選別対象の産業廃棄物の名称			
①事前選別を行う場所	(屋内・屋外)		
②表示の有無	有	無	
③飛散・流出の防止対策	囲いの有無	有	無
	囲いの構造		
	容器又はシート等の使用		
	その他		
④悪臭発生の防止対策	薬剤の散布	有	無 (月 回)
	その他		
⑤衛生害虫発生の防止対策	薬剤の散布	有	無 (月 回)
	その他		
⑥地下浸透防止対策	床面の構造		
	油水分離槽の有無	有	無
	排水溝の有無	有	無
	その他		
⑦火災発生等の防止対策	見回り点検等の実施	有	無
	その他		
事前選別における作業フロー			

今後5年間の事業に係る収支計画書

1 損失が生じた主な理由

2 今後の具体的な改善策

(単位：)

	～	～	～	～	～
売上高					
売上原価					
売上総利益					
販売費及び一般管理費					
営業利益					
営業外収益					
営業外費用					
経常利益					
特別利益					
特別損失					
税引前当期利益					
法人税等					
当期利益					
前期末繰越利益剰余金 残高					
当期末繰越利益剰余金 残高					

令和 年 月 日

申請者